

障害福祉分野就職支援金貸付事業のご案内

概要

他業種等で働いていた人が、一定の研修（貸付対象の②に掲げる研修）を修了し、障害福祉職員として就職する際に必要な費用を貸し付ける制度です。

貸付限度額 **20万円 以内**※1人1回限り
(無利子)

貸付対象経費

- 子どもの預け先を探すための活動費
- 介護に係る軽微な情報収集の費用及び講習会参加経費、参考図書等の購入費
- 障害福祉職員として働く際に必要な道具及び靴、靴などの被服費
- 転居を伴う場合に必要な敷金、礼金、転居費
- 通勤用自転車又はバイクの購入費 等

広島県内で
2年間継続して
従事した場合は
全額返還免除！

貸付対象

次の①から④までの要件をすべて満たす人が対象です。

- ① 広島県に住民登録をしている。
- ② 令和3年4月1日以降に、次のいずれかの研修を修了した又は修了する見込みである
 - ・介護職員初任者研修以上の研修(介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護福祉士実務者研修)
 - ・居宅介護職員初任者研修
 - ・障害者居宅介護従事者基礎研修
 - ・重度訪問介護従事者養成研修(基礎、総合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること)
 - ・同行援護従事者養成研修(基礎、応用を受講すること)
 - ・行動援助従事者養成研修
- ③ 「離職介護人材再就職準備金」又は「介護分野就職支援金」の貸付を受けたことがない
- ④ 広島県内の障害福祉サービス事業所又は施設において、障害福祉職員として就労した又は就労を予定している。

連帯保証人

連帯保証人が1人必要です。

連帯保証人の要件

*原則、次のいずれにも該当する者

- ・広島県内に居住し住民登録している者(ただし、3親等以内の親族は県外在住の者も可)
- ・行為能力者であり債務を弁済する資力を有すること
- ・貸付決定者(借受人)と連帯して債務(延滞利子含む)を返還する意思があること

申請方法

広島県社会福祉協議会のホームページから申請様式をダウンロードし、関係書類をそろえて、郵送等で提出してください。

申請受付期限：就労日から3か月以内（内定日以降申請可）

※但し、令和3年度中の申請については、就職後3か月を経過している人も対象とします

詳しくは裏面をご覧ください



申請書類

申請に必要な書類一式

基本書類

- ① 障害福祉分野就職支援金借受申請書
- ② 障害福祉分野就職支援金利用計画書
- ③ 就職先となる返還免除対象事業所等の業務従事（見込）証明書
- ④ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ⑤ 研修の修了証明書の写し（受講中の場合は受講証明書）
- ⑥ 住民票の写し※本籍地の記載があるもの

連帯保証人関係書類

- ⑦ 住民票の写し（本籍地の記載があるもの）
- ⑧ 収入及び課税状況が確認できる書類

貸付対象となる事業所等 ※主たる業務が利用者に直接サービスを提供する人が対象

○次に規定する障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設

- ・ 障害者総合支援法 第5条第1項、第18項、第77条及び第78条
- ・ 児童福祉法 第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項
- ・ 身体障害者福祉法 第4条の2

○次に規定する事業所若しくは施設

- ・ 障害者総合支援法 第5条第27項、第28条及び第77条の2
- ・ 身体障害者福祉法 第5条

参考：WAM NET（ワムネット）の「障害福祉サービス等情報検索」で確認いただけます（一部）

申請から資金交付・交付後

申請書類提出

審査

審査結果通知

借用書等提出

資金の交付

報告書等提出

○本会が申請書類を受理後、1か月程度で結果通知を送付します。ただし、申請書類に不備がある場合や申請時期によっては、審査結果が出るまでにさらに時間がかかる場合があります。

○貸付決定通知とともに送付する借用書に、貸付決定者及び連帯保証人等が自署し、本人確認ができる書類と口座振込依頼書等関係書類を添えて本会福祉人材課へ提出してください。

○本会が借用書等を受理後、1か月程度で借受人が指定する本人名義の口座に資金を交付します。

【交付後】

○返還免除になるまでは、毎年4月に「就業状況報告書」の提出が必要です。

注意！ 住所変更や離職など、状況が変わったときは、必ず本会に連絡をしてください。

貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、該当する事由が発生した日の属する月の翌月から原則12か月以内に、一括又は月賦の均等払いで返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 返還免除対象事業所等において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由で死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※最終返還期限までに返還完了できなかった場合、返還すべき額（残元金）に対して年3%の延滞利子が発生します。

書類提出・問合せ先

（社福）広島県社会福祉協議会

福祉人材課（広島県社会福祉人材育成センター）貸付担当

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2（広島県社会福祉会館）

TEL (082)256-4848 平日 8:30~17:00 HP <https://www.hiroshima-fukushi.net/work4/>